

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	3-3
許認可等の種類	特別障害者手当支給の認定			
根拠法令条例等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5(第19条準用)			
許認可等の概要	手当の支給要件に該当する者(受給資格者)は手当を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認証を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(障害児福祉手当・特別障害者手当等事務取扱要領)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格の審査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 請求者の障害程度 (2) 住所地 (3) 障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設への入所(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第十四条)の有無及び病院又は診療所に継続して3か月を超える入院(児童扶養手当等の支給に関する法律 第二十六条の二 第三項)の有無 ・所得状況の審査(特別障害者手当所得状況届の確認) 			
基準の制定根拠	障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号更生省社会局長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	45日			
期間の制定根拠	—			